



2023/09/22 10:33 現在の情報です。

専有部分の家屋番号	227-1-1 ~ 227-1-7		
表題部 (一棟の建物の表示)	調製	平成13年5月9日	所在図番号 [余白]
所在	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2		[余白]
① 構造	② 床面積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付8階建	1階	2448:85	②昭和51年4月20日変更
	2階	2629:60	
	3階	2629:60	
	4階	2629:60	
	5階	2615:56	
	6階	2522:17	
	7階	746:45	
	8階	771:13	
	地下1階	2516:10	
[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月9日

表題部 (専有部分の建物の表示)	不動産番号	4523000211968	
家屋番号	二条通七丁目 227番1の5		[余白]
① 種類	② 構造	③ 床面積	㎡
店舗・事務所	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建	6階部分	2095:56
		7階部分	585:26
		8階部分	663:67
[余白]	[余白]	[余白]	:
			:
			:
			昭和48年2月21日新築 ①③昭和51年4月20日変更、増築 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月9日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和48年3月7日 第10306号	所有者 旭川市二条通九丁目233番地の1 東栄株式会社 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月9日
2	所有権移転	平成16年1月15日 第539号	原因 平成16年1月15日信託 受託者 東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビルディング モルガン信託銀行株式会社
	信託	[余白]	信託原簿第30号
2 付記1号	2番登記名義人表示変更	平成18年6月2日 第7131号	原因 平成18年3月20日本店移転 平成18年3月20日商号変更 商号本店 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング JPモルガン信託銀行株式会社
3	所有権移転	平成20年11月27日 第18865号	原因 平成20年11月27日受託者変更 受託者 大阪市中央区北浜四丁目5番33号住友信託銀行株式会社
4	所有権移転	平成23年12月13日 第33931号	原因 平成23年12月13日信託財産引継 所有者 名寄市西二条南六丁目16番地株式会社海晃
	2番信託登記抹消	平成23年12月13日 第33931号	原因 平成23年12月13日信託財産引継
付記1号	4番登記名義人住所変更	平成25年9月30日 第26994号	原因 平成23年12月19日本店移転 本店地 札幌市中央区南一条西十一丁目327番
付記2号	4番登記名義人名称変更	平成28年11月29日 第28630号	原因 平成27年4月1日商号変更 商号 株式会社海晃ホールディングス
付記3号	4番登記名義人住所、名称変更	令和2年7月7日 第14848号	原因 平成29年5月31日商号変更 平成29年5月31日本店移転

			商号本店 札幌市中央区北五条西十七丁目4番4号第58藤栄ビル H I Rホールディングス株式会社
5	所有権移転	令和3年3月25日 第6391号	原因 令和3年3月25日売買 所有者 札幌市豊平区中の島二条一丁目3番15-801号 遠藤管財合同会社
付記1号	5番登記名義人住所変更	令和3年7月7日 第14651号	原因 令和3年4月14日本店移転 本店 札幌市中央区南六条西六丁目8番地2ARTビル8階
6	差押	令和3年12月21日 第30072号	原因 令和3年12月20日差押 債権者 北海道
7	6番差押登記抹消	令和3年12月27日 第30824号	原因 令和3年12月23日解除
8	差押	令和4年2月14日 第2821号	原因 令和4年2月9日札幌市中央市税事務所 差押 債権者 札幌市
9	8番差押登記抹消	令和4年2月22日 第3499号	原因 令和4年2月18日解除
10	差押	令和4年2月28日 第3896号	原因 令和4年2月24日札幌中央市税事務所 差押 債権者 札幌市
11	10番差押登記抹消	令和4年3月7日 第4378号	原因 令和4年3月4日解除
12	差押	令和4年5月26日 第10788号	原因 令和4年5月26日札幌中税務署差押 債権者 財務省
13	12番差押登記抹消	令和4年6月10日 第12034号	原因 令和4年6月10日解除
14	差押	令和4年8月1日 第16197号	原因 令和4年8月1日差押 債権者 旭川市
15	参加差押	令和4年8月22日 第17583号	原因 令和4年8月22日北海道上川総合振興局参加差押 債権者 北海道
16	参加差押	令和4年9月20日 第20165号	原因 令和4年9月20日参加差押 債権者 旭川市
17	参加差押	令和4年11月14日 第25255号	原因 令和4年11月14日参加差押 債権者 旭川市
18	参加差押	令和5年9月7日 第21045号	原因 令和5年9月7日参加差押 債権者 旭川市

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	根抵当権設定	昭和48年4月18日 第17524号	原因 昭和47年11月14日設定 極度額 金1億5,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 旭川市二条通九丁目233番地の1 東栄株式会社 根抵当権者 札幌市中央区大通西三丁目7番地 株式会社北海道拓殖銀行 (取扱店 旭川支店) 順位1番(あ)の登記を移記
付記1号	1番(あ)根抵当権変更	平成5年1月18日 第1005号	原因 平成4年5月8日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 平成4年5月8日債務引受(旧債務者東栄株式会社)にかかる一切の債権 平成4年5月8日債務引受(旧債務者株式会社マルカツ)にかかる一切の債権 順位1番(あ)付記2号の登記を移記
付記2号	1番(あ)根抵当権元本確定	平成10年11月13日 第25637号	原因 平成10年11月10日確定 順位1番(あ)付記3号の登記を移記
付記3号	1番(あ)根抵当権移転	平成11年3月4日 第4347号	原因 平成10年11月16日債権譲渡 根抵当権者 東京都港区虎ノ門五丁目1番4号 株式会社整理回収銀行 (取扱店 旭川支店) 順位1番(あ)付記4号の登記を移記
付記4号	1番(あ)根抵当権移転	平成11年11月25日 第25674号	原因 平成11年4月1日合併 根抵当権者 東京都中野区本町二丁目46番1

			号 株式会社整理回収機構 順位1番(あ)付記5号の登記を移記
1(イ)	根抵当権設定	昭和48年4月18日 第17524号	原因 昭和47年12月20日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 旭川市二条通九丁目233番地の1 東栄株式会社 根抵当権者 札幌市中央区大通西四丁目1番地 株式会社北海道銀行 (取扱店 旭川支店) 順位1番(イ)の登記を移記
付記1号	1番(イ)根抵当権変更	平成5年8月25日 第16482号	原因 平成4年5月8日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 平成4年5月8日債務引受(旧債務者東栄 株式会社)にかかる一切の債権 平成4年5 月8日債務引受(旧債務者株式会社マルカツ )にかかる一切の債権 順位1番(イ)付記2号の登記を移記
2	根抵当権設定	昭和48年5月4日 第20018号	原因 昭和47年9月29日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 信用金庫取引 保証委託取引 手 形債権 小切手債権 債務者 旭川市二条通九丁目233番地の1 東栄株式会社 根抵当権者 旭川市四条通八丁目 旭川信用金庫 順位2番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成5年1月29日 第2030号	原因 平成4年5月8日変更 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 平成4年5月8日債務引受(旧債務者 東栄株式会社)にかかる一切の債権 平成4 年5月8日債務引受(旧債務者株式会社マル カツ)にかかる一切の債権 順位2番付記2号の登記を移記
3(あ)	根抵当権設定仮登記	平成9年10月15日 第21309号	原因 平成9年9月30日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 旭川市二条通九丁目233番地の1 東栄株式会社 権利者 札幌市中央区大通西三丁目7番地 株式会社北海道拓殖銀行 (取扱店 旭川支店) 順位3番(あ)の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
付記1号	3番(あ)根抵当権移転仮登記	平成11年4月2日 第6370号	原因 平成10年11月16日譲渡 権利者 東京都港区虎ノ門五丁目1番4号 株式会社整理回収銀行 (取扱店 旭川支店) 順位3番(あ)付記1号の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
付記2号	3番(あ)根抵当権変更仮登記	平成11年4月2日 第6371号	原因 平成10年11月16日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 平成10年11月16日債権譲渡(譲渡人 株式会社北海道拓殖銀行)にかかる債権 順位3番(あ)付記2号の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
付記3号	3番(あ)根抵当権移転仮登記	平成11年11月25日 第25671号	原因 平成11年4月1日合併 権利者 東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 順位3番(あ)付記3号の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3(イ)	根抵当権設定仮登記	平成9年10月15日 第21309号	原因 平成9年9月30日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 旭川市二条通九丁目233番地の1 東栄株式会社 権利者 札幌市中央区大通西四丁目1番地

			株式会社北海道銀行 (取扱店 旭川支店) 順位3番(イ)の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3(ウ)	根抵当権設定仮登記	平成9年10月15日 第21309号	原因 平成9年9月30日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 旭川市二条通九丁目233番地の1 東栄株式会社 権利者 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号 株式会社日本長期信用銀行 (取扱店 札幌支店) 順位3番(ウ)の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年5月9日
4	3番(ホ)仮登記抹消	平成16年1月15日 第532号	原因 平成16年1月15日解除
5	3番(ヘ)仮登記抹消	平成16年1月15日 第533号	原因 平成16年1月15日解除
6	3番(ニ)仮登記抹消	平成16年1月15日 第534号	原因 平成16年1月15日解除
7	1番(ホ)根抵当権抹消	平成16年1月15日 第536号	原因 平成16年1月15日解除
8	1番(ヘ)根抵当権抹消	平成16年1月15日 第537号	原因 平成16年1月15日解除
9	2番根抵当権抹消	平成16年1月15日 第538号	原因 平成16年1月15日解除
10	根抵当権設定	平成23年12月13日 第33933号	原因 平成23年12月13日設定 極度額 金5億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 名寄市西二条南六丁目16番地 株式会社海晃 根抵当権者 東京都千代田区丸の内二丁目7番 1号 株式会社三菱東京UFJ銀行 (取扱店 札幌支店) 共同担保 目録(ロ)第5688号
付記1号	10番根抵当権変更	平成26年1月6日 第61号	原因 平成23年12月19日本店移転 債務者 札幌市中央区南一条西十一丁目327 番地 株式会社海晃
付記2号	10番根抵当権変更	平成28年11月29日 第28631号	原因 平成28年11月29日変更 極度額 金2億円
11	根抵当権設定	平成25年9月30日 第26995号	原因 平成25年9月30日設定 極度額 金1億円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 電子記録債権 債務者 札幌市中央区南一条西十一丁目327 番地 株式会社海晃 根抵当権者 東京都千代田区丸の内一丁目3番 3号 株式会社みずほ銀行 (取扱店 札幌支店) 共同担保 目録(ロ)第1363号
付記1号	11番根抵当権変更	平成26年2月20日 第3995号	原因 平成26年2月20日変更 極度額 金1億5,000万円
付記2号	11番登記名義人住所変更	平成26年7月31日 第19091号	原因 平成26年5月7日本店移転 本店 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
付記3号	11番根抵当権変更	平成26年7月31日 第19092号	原因 平成26年7月31日変更 極度額 金2億円
12	10番根抵当権抹消	令和2年7月7日 第14849号	原因 令和2年6月1日解除
13	11番根抵当権抹消	令和3年3月25日	原因 令和3年3月25日解除

		第6389号	
14	抵当権設定	令和3年3月25日 第6413号	原因 令和3年3月25日金銭消費貸借同日設定 債権額 金5,500万円 利息 年3% 損害金 年14・0% 債務者 札幌市豊平区中の島二条一丁目3番15-801号 遠藤管財合同会社 抵当権者 千歳市北信濃964番12 栗嶋教会 共同担保 目録(注)第4014号
15	14番抵当権抹消	令和3年4月13日 第7894号	原因 令和3年4月12日弁済
16(あ)	根抵当権設定	令和3年4月13日 第7895号	原因 令和3年4月12日設定 極度額 金4,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 札幌市中央区南六条西六丁目8番2号 アートビル8階 合同会社エス・ピー・ジェイ 根抵当権者 東京都中央区銀座六丁目7番19号 株式会社グランシャイン 共同担保 目録(注)第4175号
16(い)	根抵当権設定	令和3年4月13日 第7895号	原因 令和3年4月12日設定 極度額 金4,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 札幌市豊平区中の島二条一丁目3番15-801号 遠藤管財合同会社 根抵当権者 東京都中央区銀座六丁目7番19号 株式会社グランシャイン 共同担保 目録(注)第4176号
16(う)	根抵当権設定	令和3年4月13日 第7895号	原因 令和3年4月12日設定 極度額 金4,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 札幌市中央区南六条西六丁目8番2号 アートビル8階 合同会社エス・ピー・ジェイ 根抵当権者 旭川市川端町四条八丁目4番18号 小谷政夫 共同担保 目録(注)第4177号
16(え)	根抵当権設定	令和3年4月13日 第7895号	原因 令和3年4月12日設定 極度額 金4,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 札幌市豊平区中の島二条一丁目3番15-801号 遠藤管財合同会社 根抵当権者 旭川市川端町四条八丁目4番18号 小谷政夫 共同担保 目録(注)第4182号
17	16番(う)根抵当権抹消	令和3年7月9日 第14861号	原因 令和3年7月9日解除
18	16番(え)根抵当権抹消	令和3年7月9日 第14862号	原因 令和3年7月9日解除
19	16番(あ)、16番(い)根抵当権抹消	令和3年7月16日 第15452号	原因 令和3年7月16日解除
20	根抵当権設定	令和3年7月16日 第15453号	原因 令和3年7月16日設定 極度額 金2億4,000万円 債権の範囲 信用組合取引 手形債権 小切手 債権 電子記録債権 債務者 千歳市北信濃964番12 栗嶋教会 根抵当権者 東京都新宿区歌舞伎町二丁目32番9号 あすか信用組合 共同担保 目録(注)第4859号
21	抵当権設定	令和4年6月2日 第11367号	原因 令和4年6月1日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1億4,000万円 利息 無利息 損害金 年21・9% 債務者 札幌市中央区南六条西六丁目8番地2 ARTビル8階 遠藤管財合同会社 抵当権者 旭川市川端町四条八丁目4番18号

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(注)第5688号	調製	平成23年12月13日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	旭川市二条通七丁目 227番1の土地	41	令和2年7月7日受付第14849号抹消
2	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の1の建物 株式会社海晃持分	38	令和2年7月7日受付第14849号抹消
3	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の3の建物 株式会社海晃持分	21	令和2年7月7日受付第14849号抹消
4	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の4の建物 株式会社海晃持分	34	令和2年7月7日受付第14849号抹消
5	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の5の建物	10	令和2年7月7日受付第14849号抹消
6	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の6の建物 株式会社海晃持分	38	令和2年7月7日受付第14849号抹消
7	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の7の建物 株式会社海晃持分	11	令和2年7月7日受付第14849号抹消
8	札幌法務局 札幌市中央区南十一条西一丁目 1番19の土地	余白	平成26年1月15日受付第677号追加 平成28年12月2日受付第28952号抹消
9	札幌法務局 札幌市中央区南十一条西一丁目 1番33の土地	余白	平成26年1月15日受付第677号追加 平成28年12月2日受付第28952号抹消
10	札幌法務局 札幌市中央区南十一条西一丁目 1番地19、1番地33 家屋番号 1番19の建物	余白	平成26年1月15日受付第677号追加 平成28年12月2日受付第28952号抹消
	余白	余白	令和2年7月7日全部抹消

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(注)第1363号	調製	平成25年9月30日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	旭川市二条通七丁目 227番1の土地	42	令和3年3月25日受付第6389号抹消
2	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の1の建物 株式会社海晃持分	39	令和3年3月25日受付第6389号抹消
3	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の3の建物 株式会社海晃持分	22	令和3年3月25日受付第6389号抹消
4	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の4の建物 株式会社海晃持分	35	令和3年3月25日受付第6389号抹消
5	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の6の建物 株式会社海晃持分	39	令和3年3月25日受付第6389号抹消
6	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の7の建物 株式会社海晃持分	12	令和3年3月25日受付第6389号抹消
7	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の5	11	令和3年3月25日受付第6389号抹消

	の建物		
8	札幌法務局 札幌市中央区南十一条西一丁目 1番19の土地	余白	平成26年2月28日受付第4762号追加 平成28年12月2日受付第28953号抹消
9	札幌法務局 札幌市中央区南十一条西一丁目 1番33の土地	余白	平成26年2月28日受付第4762号追加 平成28年12月2日受付第28953号抹消
10	札幌法務局 札幌市中央区南十一条西一丁目 1番地19、1番地33 家屋番号 1番19の建物	余白	平成26年2月28日受付第4762号追加 平成28年12月2日受付第28953号抹消
11	札幌法務局 札幌市中央区界川三丁目 1881番24の土地	余白	平成26年8月11日受付第20139号追加 令和1年7月4日受付第14489号抹消
12	札幌法務局 札幌市中央区界川三丁目 1881番25の土地	余白	平成26年8月11日受付第20139号追加 令和1年7月4日受付第14489号抹消
13	札幌法務局 札幌市中央区界川三丁目 1881番地24、1881番地25 家屋番号 1881番24の建物	余白	平成27年2月20日受付第4274号追加 令和1年7月4日受付第14489号抹消
	余白	余白	令和3年3月25日全部抹消

共同担保目録			
記号及び番号	(注)第4014号	調製	令和3年3月25日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の5の建物	14	令和3年4月13日受付第7894号抹消
2	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の1の建物 遠藤管財合同会社持分	42	令和3年4月13日受付第7894号抹消
3	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の3の建物 遠藤管財合同会社持分	25	令和3年4月13日受付第7894号抹消
4	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の4の建物 遠藤管財合同会社持分	38	令和3年4月13日受付第7894号抹消
5	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の6の建物 遠藤管財合同会社持分	42	令和3年4月13日受付第7894号抹消
6	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の7の建物 遠藤管財合同会社持分	15	令和3年4月13日受付第7894号抹消
	余白	余白	令和3年4月13日全部抹消

共同担保目録			
記号及び番号	(注)第4175号	調製	令和3年4月13日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	旭川市二条通七丁目 227番1の土地	47(あ)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
2	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の1の建物 遠藤管財合同会社持分	44(あ)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
3	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の3の建物 遠藤管財合同会社持分	27(あ)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
4	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の4の建物 遠藤管財合同会社持分	40(あ)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
5	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の5	16(あ)	令和3年7月16日受付第15452号抹消

	の建物		
6	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の6の建物 遠藤管財合同会社持分	44(あ)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
7	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の7の建物 遠藤管財合同会社持分	17(あ)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
	余白	余白	令和3年7月16日全部抹消

共同担保目録			
記号及び番号	(は)第4176号	調製	令和3年4月13日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	旭川市二条通七丁目 227番1の土地	47(い)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
2	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の1の建物 遠藤管財合同会社持分	44(い)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
3	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の3の建物 遠藤管財合同会社持分	27(い)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
4	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の4の建物 遠藤管財合同会社持分	40(い)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
5	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の5の建物	16(い)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
6	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の6の建物 遠藤管財合同会社持分	44(い)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
7	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の7の建物 遠藤管財合同会社持分	17(い)	令和3年7月16日受付第15452号抹消
	余白	余白	令和3年7月16日全部抹消

共同担保目録			
記号及び番号	(は)第4177号	調製	令和3年4月13日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	旭川市二条通七丁目 227番1の土地	47(う)	令和3年7月9日受付第14861号抹消
2	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の1の建物 遠藤管財合同会社持分	44(う)	令和3年7月9日受付第14861号抹消
3	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の3の建物 遠藤管財合同会社持分	27(う)	令和3年7月9日受付第14861号抹消
4	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の4の建物 遠藤管財合同会社持分	40(う)	令和3年7月9日受付第14861号抹消
5	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の5の建物	16(う)	令和3年7月9日受付第14861号抹消
6	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の6の建物 遠藤管財合同会社持分	44(う)	令和3年7月9日受付第14861号抹消
7	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の7の建物	17(う)	令和3年7月9日受付第14861号抹消



の建物 遠藤管財合同会社持分			
余白	余白	令和3年7月9日全部抹消	

共同担保目録			
記号及び番号	(注)第4182号	調製	令和3年4月13日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	旭川市二条通七丁目 227番1の土地	47(え)	令和3年7月9日受付第14862号抹消
2	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の1の建物 遠藤管財合同会社持分	44(え)	令和3年7月9日受付第14862号抹消
3	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の3の建物 遠藤管財合同会社持分	27(え)	令和3年7月9日受付第14862号抹消
4	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の4の建物 遠藤管財合同会社持分	40(え)	令和3年7月9日受付第14862号抹消
5	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の5の建物	16(え)	令和3年7月9日受付第14862号抹消
6	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の6の建物 遠藤管財合同会社持分	44(え)	令和3年7月9日受付第14862号抹消
7	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の7の建物 遠藤管財合同会社持分	17(え)	令和3年7月9日受付第14862号抹消
	余白	余白	令和3年7月9日全部抹消

共同担保目録			
記号及び番号	(注)第4859号	調製	令和3年7月16日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	旭川市二条通七丁目 227番1の土地	51	余白
2	旭川市二条通七丁目 2005番2の土地	3	余白
3	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の1の建物	48	余白
4	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の2の建物	3	余白
5	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の3の建物	31	余白
6	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の4の建物	44	余白
7	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の5の建物	20	余白
8	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の6の建物	48	余白
9	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の7の建物	21	余白

共同担保目録			
記号及び番号	(注)第7519号	調製	令和4年6月2日

番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	旭川市二条通七丁目 227番1の土地	52	余白
2	旭川市二条通七丁目 2005番2の土地	4	余白
3	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の1の建物	49	余白
4	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の2の建物	4	余白
5	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の3の建物	32	余白
6	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の4の建物	45	余白
7	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の5の建物	21	余白
8	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の6の建物	49	余白
9	旭川市二条通七丁目 227番地1、2005番地2 家屋番号 二条通七丁目 227番1の7の建物	22	余白

信託目録		調製	平成23年10月17日
番号	受付年月日・受付番号	予備	
第30号	平成16年1月15日 第539号	平成17年法務省令第18号附則第14条の規定により移記 平成23年10月17日 信託抹消 平成23年12月13日受付第33931号抹消	
1 委託者に関する事項	北海道旭川市二条通九丁目233番地の1 東栄株式会社		
2 受託者に関する事項	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社		
3 受益者に関する事項等	受益者 東京都港区虎ノ門三丁目8番21号 旭川キャピタル特定目的会社  受益者変更 平成23年12月13日 第33930号 原因 平成23年12月13日受益権売買 受益者 名寄市西二条南六丁目16番地 株式会社海晃		
4 信託条項	<p>信託の目的 信託不動産の管理、運用および処分 信託財産の管理方法</p> <p>一、受託者は、本信託契約の各条項の定め、本信託契約に定める関連契約の定め及び受益者の指図に従い、信託不動産及びその他の信託財産の管理・運用・処分を行うものとする。なお受益者は、信託不動産の処分に関しては本信託契約の定めに基づく指図以外の指図はできないものとする。</p> <p>二、本信託契約において承諾又は指図を求めることが定められている事項及び本信託契約に別途の定めがない事項について、受託者は、信託不動産及びその他の信託財産の管理・運用・処分に関して、受益者に対し承諾又は指図を求めるものとし、かかる承諾の回答又は指図がなされた場合には、これに従うものとする。また、受益者は、受託者が書面にて受益者の承諾又は指図を求めた場合、10営業日以内に承諾の回答又は指図を行わなければならない。なお、受託者は、かかる受益者の承諾の回答が所定の期限内に行われなかった場合、当該承諾があったものとみなして行為することができ、その結果、受益者又は信託財産に損害等が発生したとしても、受託者は、善管注意義務に反するものを除き、その責を負わないものとする。</p> <p>三、受託者は、本信託契約に基づき行われる受益者の指図につき、本信託契約に別途の定めがある場合のほか、本信託契約に定める場合には、受益者の指図に従わないことができるものとする。受託者は、かかる場合、受益者の指図に従わない理由を付した書面にて、受益者に通知するものとする。受託者は、本項に基づいて受益者の指図に従わなかったことにより受益者又は信託財産に損害等が発生したとしても、善管注意義務に反するものを除き、その責を負わないものとする。</p> <p>四、受託者は、受益者から信託不動産の売却活動を開始する指図書を受領した場合、受益者の指図に従い、信託不動産を売却処分するものとする。</p> <p>信託終了の事由</p> <p>一、本信託契約は、以下の各号に該当する場合に限り、信託期間（平成16年1月15日から平成25年11月26日まで）満了前に終了するものとする。</p> <p>①信託不動産の全部が取用その他により換価された場合 ②信託不動産の全部が処分完了した場合 ③天災地変その他やむを得ない事由により、信託目的の達成が不可能若しくは著しく困難</p>		

になったと受託者が認めた場合

④受益者からの申出があり、受託者が合意した場合

二、本信託契約は、前項に該当する場合のほか、以下の各号のいずれかに該当した場合に終了する。

①信託期間が満了した場合。

②本信託契約の規定に基づき信託契約が解除された場合。

三、受益者は、信託期間満了日の3ヶ月前までに、受託者に対し、書面でもって信託期間の延長を申出ることができ、受益者と受託者との間で延長期間やその他の条件に関する書面による合意が成立した場合には、信託期間は合意された期間だけ延長される。なお、受託者は、いかなる場合においても信託延長に応じる義務を負わない。また、本信託契約が本信託契約の規定に基づき解除される場合は、受益者は信託期間延長の申出を行うことができないものとする。

四、本信託契約がその定めに従い終了したときは、受益者は、受託者が行った最終計算に関し承認手続を行い、信託不動産の全部又は一部が信託財産に帰属している場合には、これを現状有姿にて、敷金等に相当する金銭とともに、受益者に交付する。

五、前項に定める信託不動産の交付は、受託者が、信託不動産に係る信託登記を抹消し、信託不動産の交付を受ける受益者への所有権移転登記に必要な手続を行い、信託不動産に関する一切の書類を受益者に引渡し、信託不動産の占有を受益者に移転することにより、行われるものとする。かかる信託不動産の交付に必要な手続に要する費用は受益者の負担とする。

その他の信託の条項

一、本信託の受益権は、1種類とする。

二、本信託の受益権は、これを分割することができない。

三、受益者は、受益権を放棄することができない。

四、受益者は、受託者の書面による事前の承諾がない限り、本信託受益権につき、第三者に譲渡、質入、譲渡担保等の担保設定、その他の処分をすることができない。なお、受託者は、合理的な理由がない限り、承諾を留保してはならない。

五、受益権の譲渡又は承継を受けた者は、本信託契約上の委託者及び受益者としての地位、権利及び義務を承継するものとする。

六、本信託契約の規定は、受託者及び受益者の書面による同意による場合に限り、変更、修正又は補足することができる。当該協議により決定された事項が、委託者の利害に影響を与える場合には、委託者の書面による承諾なく本信託契約の規定の変更、修正又は補足をすることができない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。